

平成 年 月 日

従業員各位

総務部長

通勤に自転車を利用している従業員の保険加入義務化のお知らせ

平成 29 年 10 月 1 日より名古屋市の条例により自転車損害賠償保険等への加入が義務となります。そこで、通勤に自転車を利用されている従業員の方は、名古屋市に在住・通勤か否かに関わらず下記のとおり自転車損害賠償保険等への加入を義務とし、自転車通勤の承認の前提条件といたします。

なお、義務化された背景として、自転車事故の加害者が高額な賠償を受けた裁判例も発生していることが挙げられています。通勤に限らず、自転車を運転するときには交通ルールを守り、万が一のことを考えて自転車損害賠償保険等に加入するようにしましょう。

記

1. 加入すべき保険

自転車損害賠償保険等、自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命または身体の被害に係る損害を填補することを約する保険または共済で、賠償責任保険金が 万円以上のもの。なお、自動車保険や火災保険等の特約として付帯しているもので自転車事故による損害賠償責任を補償するものも認めます。

保険料の負担は従業員個人となりますので、ご了承ください。

2. 適用開始日と対象者

平成 29 年 10 月 1 日以降に通勤に自転車を利用する従業員

3. 保険加入の確認方法

自転車通勤許可申請書に保険証券のコピー（契約者、保険期間および賠償責任保険金額が分かる部分）を添えて所属長を経由し、総務部へ提出してください。なお、すでに通勤に自転車を利用している人も対象となります。

4. 提出期限

平成 29 年 月 日～平成 29 年 月 日まで

5. 本件の問い合わせ先

総務部

以上